

NOMURA MANAGEMENT NEWS

NO. 327 (R7.2)

税理士 野村 正雄

TEL 075-211-1888

<https://www.nomura-kaikei.biz/>

株式の配当の税金は？

Q 上場株式の配当を受け取った場合の税金のポイントをわかりやすく説明してください。

A 上場株式等の配当金は、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）が源泉徴収されます。

配当収入 (税引前の金額)	－	株式など元本を取得するために 要した借入金の利子	=	配当所得
------------------	---	-----------------------------	---	------

配当所得は原則として総合課税ですが、確定申告不要制度を選択した場合は、源泉徴収された税金で納税が完了します。なお、上場株式等の配当の確定申告をする場合は総合課税によらず、申告分離課税を選択できます。

● 上場株式等の配当金の課税関係

課税	確定申告	総合課税	申告分離課税
借入金利子の控除		あり	あり
税率		累進税率	20.315%
配当控除		あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算		なし	あり

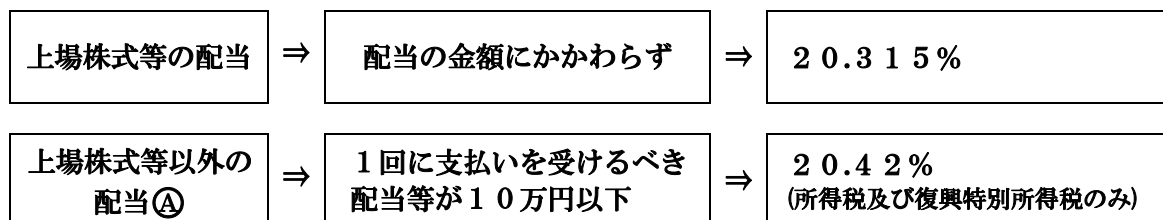
※ NISA（ニーサ）口座を開設した場合、上場株式の一定金額の配当金に対する税金（所得税等・住民税）はかかりません。

▶ 同族会社などの非上場株式の配当金

同族会社などの非上場株式の配当金は、20.42%の所得税等（住民税なし）の源泉徴収を受けて、原則として配当所得（総合課税）で確定申告をする必要があります。

▶ 確定申告不要制度

配当のうち一定のものは、選択により源泉徴収だけで納税が完了し、確定申告をしなくてよいとされ、これを「確定申告不要制度」といいます。



- ※ 1. 発行済み株式総数の3%以上を保有している場合、確定申告不要制度は適用できません。
- 2. 10万円以下は配当計算期間12カ月で判定をします。
- 3. ①で確定申告不要を選択しても、住民税に関しては別に申告（総合課税）が必要となります。

(ワンポイントアドバイス) 上場株式の配当は確定申告は自由！

※ 令和7年2月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。